

2022 年度（第 1 回）司法支援建築会議運営委員会 議事録

（記録：事務局）

日 時：2022年6月27日（月）14:00～16:00

場 所：建築学会会議室およびオンライン

出席者：委員長 緑川光正

委 員 井上勝夫、上谷宏二、宇於崎勝也、大森文彦、奥山信一、小野徹郎、
加藤幸治、加藤信介、荻谷邦彦、小坂郁夫、鈴木秀三、早川光敬、
羽山広文、吉野 博

（敬称略）

提出資料

- 資料1 前回運営委員会議事録（案）（2月28日）
- 資料2 山形地方裁判所の鑑定人候補者の推薦
- 資料3 会報（21号）企画書
- 資料4 第21回司法支援建築会議講演会（近畿）議事録
- 資料5 第11回建築紛争フォーラムプログラム（9/4）
- 資料6 第22回司法支援建築会議講演会プログラム（12/9）
- 資料7 2023年度建築紛争フォーラム（近畿）の開催会場確保のお願い
- 資料8 北海道支部・東北支部・東海支部 活動報告
- 資料9 2023年全体会議シンポジウム・テーマ案、ホールの空き状況
- 資料10 「第11回建築紛争フォーラム」実施計画書
- 資料11 「第22回司法支援建築会議講演会」実施計画書
- 資料12 最高裁建築関係訴訟委員会事務局からの相談事項

確認事項

1. 前回議事録(案)(2月28日)の確認

事務局から前回議事録（案）の確認があり了承された。なお、重村委員は本日急用でご欠席だが、引き続き委員としてご参加いただけるとの報告があった。

報告事項

1. 部会報告

〈支援部会〉

鈴木部会長より、4月27日に最高裁建築関係訴訟委員会事務局より、山形地裁の鑑定人候補者推薦依頼があり、依頼裁判所最近の支部にお願いするという方針に従い、吉野博東北支部運営委員長に依頼をし、6月6日に三橋博三先生（東北大学名誉教授）を鑑定人候補者として推薦した旨、報告がなされた。

〈調査研究部会〉

荻谷部会長より、2022年度分析用に4件の「判決書の写し」の貸与を受けており、分析

を中心となって担当する分析担当委員を決め、4月・6月と隔月で部会を開催し、オブザーバーの弁護士と東京地裁22部の裁判官にも参加いただき、分析・調査を行っている旨、報告がなされた。

なお、分析・調査結果の公表には地裁でのチェックが必要なため、2023年以降を予定。

〈普及・交流部会〉

井上部会長より、次の報告がなされた。

(1) 会報第21号の進捗状況

ほとんどの原稿が揃い、部会で査読後に入稿し、予定どおり8月20日刊行予定。

(2) 第21回司法支援建築会議講演会（近畿）の報告

5月12日に建設交流館グリーンホールにて開催し、84名が参加。

(3) 第11回建築紛争フォーラムについて（9/4）

オンラインのみの開催とし、Wi-Fiの関係で講師はスタジオにご参集いただき、大会前日9月4日に開催。なお、開会挨拶の緑川運営委員長と閉会挨拶の井上普及・交流部会長はオンラインにてご挨拶いただくことを確認した。

(4) 第22回司法支援建築会議講演会について（12/9）

12月9日に建築会館ホールとオンラインにて開催予定。ホールでの参加人数については新型コロナウイルス感染症の感染状況によって判断。

(5) 2023年度建築紛争フォーラム（近畿）の開催

大会開催（9月12日（火）～15日（金）京都大学吉田キャンパス）に併せ、近畿にてフォーラムを開催。近畿支部へ企画や会場確保、委員派遣等の協力依頼を行う。

2. 支部報告

〈北海道支部〉

羽山運営委員長より、2021年度活動状況、2022年度の体制、および新任調停委員の任用状況の報告がなされた。

〈東北支部〉

吉野運営委員長より、2021年度活動状況および第2回講演会「近年の建築紛争の実情等について」を5月に開催した旨、報告がなされた。

〈東海支部〉

加藤運営委員長より、2021年度活動状況の報告がなされた。

〈近畿支部〉

小坂運営委員長より、2020年から新型コロナウイルス感染症の感染拡大で第21回「司法支援建築会議講演会」が延期され、オンライン開催等も検討したが、5月12日に建設交流館グリーンホールで開催し、84名が参加した旨、報告がなされた。

審議事項

1. 2023年全体会議シンポジウムのテーマおよび開催日程

井上普及・交流部会長より、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号、平成19年4月1日施行）ができ様々なADRが稼働しているの、テーマとして「建築紛争におけるADRの活用と効果」を扱ってはどうかとの提案がなされ、ADRをテーマとすることが承認された。今後、大森委員にもご相談のうえ、具体案を検討いただく。

なお、「2023年司法支援建築会議全体会議、表彰式、全体会議シンポジウム」の開催日を2023年5月16日（火）午後とし、ホールを予約することとした。

- ・最近のADR利用状況を把握できていないので賛成。
- ・地方のADR報告もいただき、中央と地方の差を示せるとよい。
- ・事件を扱った事例がほしい。
- ・大きくは以下の3つ。

(1) 国土交通省＝建設工事紛争審査会

建設業法に基づき、国土交通省及び各都道府県に設置され、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う準司法的機関（ADR〔裁判外紛争処理〕機関）

(2) 弁護士＝住宅紛争処理機関検討委員会

瑕疵担保責任の履行確保制度の充実と紛争処理の充実のための検討。

(3) 裁判所

調停に付される場合。

2. 実施計画書「第11回建築紛争フォーラム」

事務局より、能力開発支援事業委員会へ提出する実施計画書「第11回建築紛争フォーラム」および「第22回司法支援建築会議講演会」の収支予算について説明があり、了承された。

3. 最高裁建築関係訴訟委員会事務局からの相談事項について

緑川委員長より、6月10日付にて最高裁から次の3項目について相談があり、6月16日に最高裁民事局・南宏幸参事官と松本諭氏（行政局付）でオンライン会議を開催した旨、資料を基に報告がなされた。

議論の結果、事務局より次のとおり回答することとした。

・相談事項

- 1 建築学会に対する事件の終局結果の御報告について
- 2 鑑定料算定の際の参考資料の作成について
- 3 鑑定人候補者の適切な選定の在り方について

【1 建築学会に対する事件の終局結果の御報告について】

(1) アンケート項目に「鑑定事項」も含めていただきたい。

事件の終局後に裁判所に対して行っているアンケートに以下の項目を盛り込み、裁判所の回答内容を学会に御報告する。

- ① 判決の場合：判決主文、請求の趣旨・事案の概要、判断のポイント
- ② 和解の場合：和解の骨子、請求の趣旨・事案の概要、鑑定事項、鑑定結果が和解手続の中でどのように役立ったか

(2) 「建築関係訴訟委員会を通じて日本建築学会に鑑定人推薦依頼をした事件が終局した場合……」とあるが、過去に建築関係訴訟委員会事務局を通さずに、地方裁判所より建築学会に直接鑑定人候補者推薦の依頼を行ったことはあったでしょうか？

建築学会事務局で調べた限りでは見当たりませんでした。

もしもそのようなケースがあるならば、地方裁判所より建築学会に直接鑑定人推薦依頼をした事件が終局した場合も含めていただきたい。

(3) 日本建築学会からの依頼により、東京地方裁判所から年間 5 件以内で「判決書の写し」の貸与を受けているが、この件とは関係のない話でしょうか？ 今後も同様に東京地方裁判所より「判決書の写し」の貸与を受けられるでしょうか？

【2 鑑定料算定の際の参考資料の作成について】

司法支援建築会議支援部会にて検討を行い、2022 年度第 2 回司法支援建築会議運営委員会（2022 年 10 月 24 日 [予定]）にて審議の後、整い次第ドラフトを提出する。

【3 鑑定人候補者の適切な選定の在り方について】

(1) 「推薦に当たっての希望」欄に、「解体工事等を専門とする鑑定人候補者を推薦いただきたい」とあるが、「解体工事等を専門とする」というのは言い過ぎだと思われる。蛇足的なことは含めないでいただきたい。

(2) 鑑定人候補者を推薦する段階で、司法支援建築会議（支援部会等）と裁判所が質問等のやりとりをする仕組みが必要ではないか。

(3) 現在の制度では鑑定人を複数人とすることはできないが、「鑑定事項」を独立させて複数とし、鑑定人候補者をそれぞれ一人ずつ推薦することを可能にしたり、また、途中で鑑定人の追加を可能にしたりする仕組みがあるとよい。

次回： 日程調整の結果、2022年10月24日（月）14:00-16:00

以上